

次世代育成支援対策推進法に基づく

佐賀県医師会「一般事業主行動計画」の策定

平成27年7月1日

我が国における急速な少子化の進行が社会に与える深刻な影響を考慮して、平成15年7月に成立・公布されたのが、「次世代育成支援対策推進法」です。

この法律では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるための環境整備を目的とした「次世代育成支援対策」を進めるために、国や地方公共団体による取組だけではなく、101人以上の労働者を雇用する事業主が、「一般事業主行動計画」を策定し、実施することとされています。

佐賀県医師会では、平成23年4月1日より平成27年度3月末までの4年間において、「次世代育成支援対策」の具体的施策として、職員の職場環境整備を進めることとし、「一般事業主行動計画」を策定して、労働局への届出・職員への周知・公表を行い、行動計画に沿って取り組んでまいりました。

この度、法改正により期限（平成27年3月末から平成37年3月末）が10年間延長されたため、新たに「一般事業主行動計画」を策定しましたので、公表致します。「一般事業主行動計画」の内容は、以下の通りです。

《一般事業主行動計画》

職員全員が働きやすい環境を整えることにより、職員の仕事と子育ての両立を図るとともに、職員各々がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年7月1日から平成32年6月30日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施回数を増やす。

- 〔対策〕
1. 管理・監督職により、実施に向けての職場内調整を行う。
 2. 現在、月1回のノー残業デーを実施しているが、計画期間中に、週1回のノー残業デーの設定を目指す。
 3. 職場内広報（メール回覧）を活用して周知・啓発を図る。

目標2 計画期間内に年次有給休暇(当該年度付与分)の5割以上の取得率を目指す。

- 〔対策〕
1. 管理・監督職により、実施に向けての職場内調整を行う。
 2. 現在、3ヶ月に1日の有給休暇取得を実施しているが、計画期間中に、最低2ヶ月に1日の有給休暇取得を目指す。
 3. 職場内広報（メール回覧）を活用して周知・啓発を図る。

以上